

西有田中学校いじめ防止基本方針

有田町立西有田中学校

1 策定の意義

(基本理念)

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義と態様)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものである。

その中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、家庭・地域、その他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3 いじめの防止等のための指導體制・組織

(1) 指導體制

全教職員が日常の教育活動全体を通して、いじめの未然防止、早期発見に努め、いじめ事案発生後には、迅速かつ組織的に調査、指導等の対応を、その解消を迎えるまで継続的に行っていくものとする。

(2) 組織

① 名称 「西有田中学校いじめ防止対策委員会」

② 構成員

- ・ 対策委員会・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係学年主任、関係学級担任、および関係職員
- ・ 拡大対策委員会・・・対策委員会委員および校長が必要と認める者（外部委員）

③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・ いじめの相談、通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・ 拡大対策委員会の開催、事実関係の聴取、保護者対応

4 いじめの未然防止の取り組み

(基本的な考え方)

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという考え方に立ち、いじめの未然防止に向けてすべての教職員が日常的に取り組むものである。

- (1) 「いじめ防止対策推進法」を生徒、保護者に周知する。
- (2) 日常的に道徳、学級活動を活用して自尊感情を高める活動を仕組む。
- (3) 生徒会本部役員を中心にいじめについて考える取り組みを実施する。
- (4) いじめの起こる現場は必ずしも学校とは限らない。したがって、日常から家庭との連携を密にし、生徒一人ひとりの心の状態をつかんでおくよう努力する。
- (5) SNS等の急激な普及に伴い、いじめの現場がネットワーク上であったり、インターネット上でのやりとりがきっかけとなったりする場合も考えられるため、ネットモラルやコミュニケーションの在り方についても日頃から特別活動等の機会を利用して行う。

5 いじめの早期発見の取り組み

(基本的な考え方)

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で起こることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する

- (1) 教育相談およびアンケートを実施する。年間を通して定期的の実態調査を行い、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

6 いじめ事案への対応

(基本的な考え方)

いじめの発見、通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応することで、被害生徒を守り、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに対策委員会を開催し、聞き取り調査等を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

② いじめの認知

いじめの定義によりいじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員などを加えた拡大対策委員会を開催する。

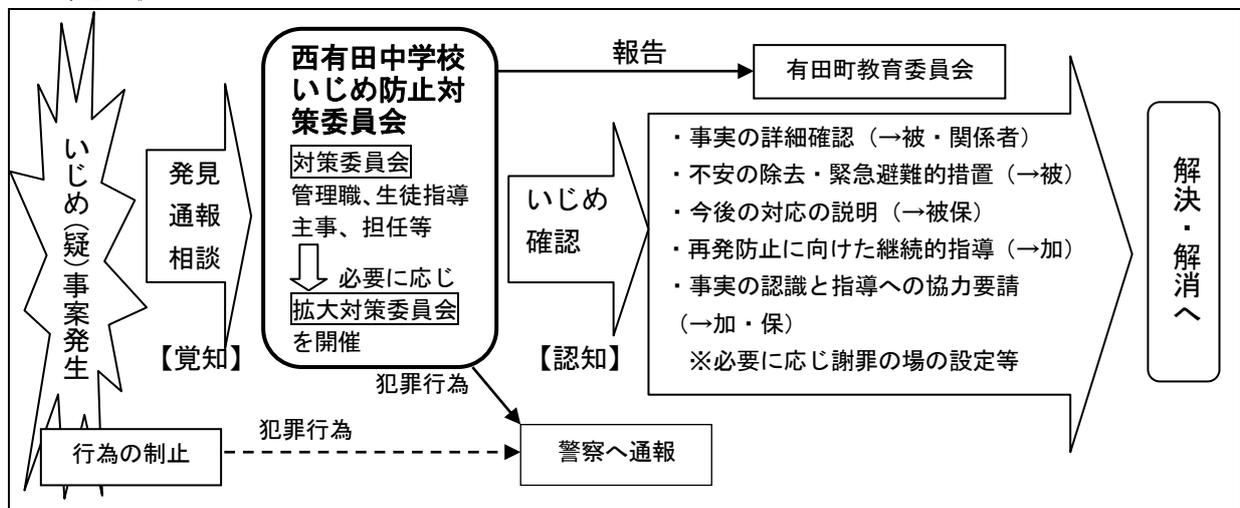
また、認知後1週間を目途に教育委員会に第2報を行う。

なお、認知したいじめがすでに終息したものであれば、学年主任や担任等により被害・加害生徒への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

(2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携して事案に対応する。

※対応の流れ



7 いじめの再発防止の取り組み

(基本的な考え方)

当事者同士が互いを尊重しあう考えになることが本当の意味での解決であり、決して表面上の謝罪をしたり、当事者同士の接触をなくしたりすることではない。(ただし、緊急的避難としての対応をのぞく)

(取り組み)

一つの事案を解決することのみに終わらず、同じケースの事案が二度と発生することのないよう未然防止策について検証と考察を行い、それを活用した防止策を実行する。

8 職員研修

(基本的な考え方)

未然防止、早期発見の取り組み及びいじめ事案への対応を組織的に行うための研修を行う。

- (1) 年度当初に、「西有田中学校いじめ防止基本方針」を基にしたいじめ事案に対する取り組みについて、共通理解を図る研修を行う。
- (2) 未然防止を目的とした道徳、学級活動の指導実践について情報交換を行う。また、各種検査等を活用し、その分析結果を共有する。
- (3) 早期発見を目的としたアンケート調査および教育相談を定期的に行い、その後の支援、指導に生かす。

9 取り組み体制の点検及び評価

(基本的な考え方)

「西有田中学校いじめ防止基本方針」が十分機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

- (1) 学校だより、ホームページ等で「西有田中学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- (2) いじめ問題への取り組みを教職員、保護者、生徒で評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。(学校評価)